

井奈波 朋子

No.74 出演契約の解釈〔アニメ声優事件：控訴審〕

東京高判平成16年8月25日判決

(平成15年(ネ)第6051号：各ビデオ化使用料請求控訴事件)

(判時1899号105頁②事件、判タ1212号133頁)

【事実の概要】

原告Xらはいずれも協同組合日本俳優連合(「日俳連」)の会員であるアニメ声優であるかその相続人であり、被告Y2は日本音声製作者連盟(「音声連」)に加入している音声製作会社であり、被告Y1は動画製作会社である。なお、Y1は、かつて日本動画製作者連盟(「動画連」)に加入していたが、訴え提起時には脱退していた。Y1はY2に対してテレビ放送用アニメの音声製作を業務委託し、XらはY2との間で出演契約を締結しアニメ作品に出演した。アニメ作品は後日ビデオ化され販売されたが、出演契約にはビデオ化使用料の支払いの要否およびその額に関する明示的な合意はなかった。

ところで、日俳連、動画連の加盟各社および音声連の加盟各社は、昭和56年10月1日、「テレビ放送用アニメーション番組の出演並びに音声製作に関する協定書」(「本件協定」)を取り交わし、期限外利用料は、動画製作会社から音声製作会社、音声製作会社から日俳連へ支払われることを合意した(本件協定4条)。日俳連と音声製作会社とは、本件協定に基づき、「テレビ放送用アニメーション番組の出演に関する覚書」(「本件覚書」)を取り交わし、日俳連会員が作品に出演する場合の出演料は本件覚書添付の外画・動画出演実務運用表(「実務運用表」)によることを合意した(本件覚書3条)。実務運用表は順次改訂され、昭和61年改訂版以降、当初の使用目的以外の用途に使用された場合には、目的外使用料を支払う旨とその算定方法が定められている。

Xらは、アニメ作品に出演する際に出演契約を締結したY2に対しては、出演契約は実務運用表に基づく出演料の支払いを内容とするとして、出演契約に基づきビデオ化使用料の支払を請求し、Xらと契約関係のないY1に対しては、Y2が本件協定等に基づいてY1に対して支払請求権を有するとし、Y2を債務者としてビデオ化使用料の範囲内で債権者代位権を行使した。

原判決は、Y2が、目的外使用料も含めた出演条件について、実務運用表によることを了承していたと認定してビデオ化使用料の支払義務を肯定したが、Y1に対する請求については無資力要件を欠くとして、債権者代位権の行使を否定した。そこで、XとY2それぞれが控訴した。本件判決は、XのY2に対する請求のほか、Y1に対する債権者代位権の行使も肯定した。控訴審では、このほか、消滅時効およびビデオ化使用料額も争点となったが、この点は省略する。

【判旨】

本件判決は、XのY2に対する請求のほか、Y1に対する債権者代位権の行使も肯定した。

(i) XらのY2に対する請求について

「Y2も、声優との個別の出演契約に当たっては、出演料等については、個別具体的な提示等を行わず、実際には、実務運用表に基づいて算定し、声優に支払っていたこと」などの事実から、XらおよびY2は、「出演料等の出演条件は、実務運用表に従うことを前提に本件出演契約を締結していたものと認められ、そして、上記の経過からすれば、ビデオ化使用料についても、昭和61年の実務運用表の改訂以後は、同表に基づいて支払う旨を合意していたものと認めるのが相当である」。

(ii) XらのY1に対する債権者代位権に基づく請求について

本件協定等の締結経緯および運用状況からすると、「日俳連、音声製作各社、動画製作各社は、昭和56年の本件協定を成立させることを通じて、日俳連会員である声優の出演条件および同声優の出演に係る音声製作条件につき本件協定等によることとする基本合意を確認し、日俳連会員である声優との出演契約は音声製作各社との間で締結されることから、その詳細は、本件覚書及び既に存在していた実務運用表にゆだね、その内容に従って、テレビ放送用アニメーション作品の音声製作を進めることを合意し、その後も、これに従って契約されてきたものと認められる」。「したがって、実務運用表自体は、日俳連会員である声優と音声連の会員社たる音声製作会社の出演条件を定めるものではあるが、そのような音声製作会社も、もちろん、出演料等の原資を、その音声製作会社に音声製作を委託ないし発注する動画製作会社からの代金に依拠せざるを得ないことからすれば、特段の事情がない限り、本件協定等でなされた合意の存在を前提として、動画製作会社と音声製作会社との間にも、音声製作費用の項目である声優の出演料等の価額の算定については、実務運用表に基づくものとする旨の合意があるものと解されるのであり、前記のようなY1とY2との間においても、同様の合意があったものと認めるのが相当」である。また、Y2が業務を停止していることなどの事実から、Y2は無資力と認めるのが相当であり、XらはY2のY1に対する支払請求権を行使することができるというべきである。

【解説】

1 実演家の録音権・録画権

実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する（著作権法91条1項）。そこで、実演家の実演を録音しまたは録画しようとする場合は実演家の許諾が必要である。この録音および録画には、音や映像の固定物を増製することも含む（同法2条1項13号および14号）。したがって、実演家から許諾を受け録音または録画した場合であっても、音や映像の固定物を増製するためには実演家の許諾が必要である。ただし、実演家の録音権・録画権は、実演家の許諾を得て映画の著作物において録音されまたは録画された実演については、これをサウンドトラックなどの録音物に録音する場合を除き、及ばない（91条2

項)。

本件の場合、声優であるXらは、出演契約において、映画の著作物であるアニメにその実演を録音されることを許諾していたと考えられ、著作権法の規定によれば、録音権・録画権を主張できないから、固定されたアニメの増製を禁止することはできない。また、著作権法によれば、声優であるXらには増製に対する報酬請求権も認められていない。なお、本件において、Xらは、実演家の著作隣接権を主張しているわけではない。

2 本件協定・本件覚書・実務運用表（「本件協定等」）の拘束力

日俳連は、中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合として法人格を有し（中小企業等協同組合法4条1項）、事業協同組合として組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結ができる（中小企業等協同組合法9条の2第1項6号）。団体協約は、組合と相手方との間に締結される一種の契約であり、あらかじめ総会の承認を得て、同法9条の2第1項6号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによって、その効力を生じ（同条13項）、直接に組合員に対してその効力を生ずる（同条14項）。一方、音声連、動画連は、有限責任中間法人である。法人が行った契約の効果は法人に帰属し、別段の合意がない限り、法人の構成員に直接的な拘束力を及ぼすものではない。（なお、中間法人法は既に廃止され、かつての中間法人は、一般社団法人に移行した。）

本件協定等が、中小企業等共同組合法が定める団体協約の要件を満たし、Y1およびY2が本件協定等の契約当事者となっていたのであれば、本件協定等はXらとY2、Y1とY2に対する直接的な拘束力を有する。しかし、本件判決は、本件協定等が団体協約に該当するか否か、およびY1とY2の契約の当事者性については、判断していない。原判決における当事者の主張等も参考にすると、本件協定等は団体協約としての要件を満たすものではなかったようであり、加えて、Y1およびY2の契約当事者性についても疑義があったようである。そのため、本件協定等が本件訴訟当事者に対して直接的な拘束力を持つ契約であると認定することは困難であったと思われる。

3 契約の解釈

契約が有効に成立した場合において、合意の内容が明確でない場合に、解釈によって合意の内容を明確にする場合がある。また、契約の解釈にあたっては、当事者が定めた事項について、解釈によって合意内容を修正する場合（修正的解釈）および、当事者が定めていない事項について、解釈によってこれを補充する場合がある（補充的解釈）。

本件の場合、XらとY2との間に締結された出演契約において、ビデオ化使用料の要否およびその額は明示的に合意されていなかった。しかし、このような場合であっても、XらとY2との間にビデオ化使用料の支払いの合意があったと認められる事情があれば、出演契約を解釈するにあたって当事者の意思を補充的に解釈し、ビデオ化使用料の支払義務があると認めることは可能である。また、Y2が声優に対して負担するビデオ化使用料相

当額のY2からY1に対する支払請求権に関し、Y1とY2との委託契約等においてビデオ化使用料相当額の明示的な支払い合意がない場合であっても、Y1とY2との間においてビデオ化使用料相当額の支払いの合意があったと認められる事情があれば、当事者の意思を補充的に解釈し、支払義務を認めることが可能である。

契約の補充的解釈を行うにあたっては、一般に慣習、任意規定、条理の順で基準とすべきとされている(民法92条、民法91条、四宮和夫・能見善久「民法総則(第7版)」(2005)163頁)。本件では、業界団体の間に存在する本件協定等が、業界における慣習に該当し、XらとY2がその慣習に従う意思で出演契約を締結したかどうか、Y1がその慣習に従う意思でY2に対する支払義務を負担したかどうかの問題となりうる。しかし、本件判決は、本件協定等が慣習に該当するかどうかについては、明確に判断していない。

慣習に該当しない場合であっても、契約当事者が本件協定等に従う意思で出演契約を締結しまたは支払義務を負担していたと解釈されるのであれば、支払義務を肯定することができる。本件判決は、XらとY2との間の出演契約に基づくビデオ化使用料の支払い義務について、日俳連と音声連との間の実務運用表の存在やその改訂経過、音声製作会社と声優との個別出演契約においては出演料や目的外使用料は実務運用表に基づいて算定され支払われていたこと等、業界における一般的事情のほか、Y2が実務運用表の担当理事として実務運用表の内容や改訂経過を知る立場にあったこと、Y2も声優との個別出演契約にあたっては、出演料等について実務運用表に基づいて算定し支払っていたことという、Y2の個別的事情に照らして、Y2が本件協定等に従うことを前提に出演契約を締結したと認定した。

さらに、本件判決は、Y2のY1に対する支払請求権について、本件協定等の成立および改訂経過という業界における一般的事情のほか、Y2が理事として本件協定等の内容及び経過を知る立場にあったこと、Y1も本件協定の締結に加わり本件協定の内容を知っていただけでなく、Y1は実務運用表にビデオ化使用料についての支払条件が織り込まれたことについて音声連ないし日俳連から説明を受けていたと推認されること、Y1はY2が音声連に加盟していることを知っていたと推認されることというY1ないしY2の個別的事情、および出演料等の原資は、その音声製作会社に音声製作を委託ないし発注する動画製作会社からの代金に依拠せざるを得ないことを根拠として、Y2のY1に対する支払請求権を肯定している。しかし、実務運用表にビデオ化使用料についての支払条件が織り込まれたことについて説明を受けていたと推認されることやY1はY2が音声連に加盟していることを知っていたと推認されることがY1の支払義務を認める根拠として十分といえるか、また、Y2が出演料の原資を捻出するのに動画製作会社からの代金に依拠せざるを得ないと断定できるかおよび依拠せざるを得ないとしてもこのようなY2側の事情がY1の支払義務を認める理由になりうるかという点において、本件判決の理由には疑問がある。

【参考文献】

宮下佳之「テレビ放送用アニメのビデオ化で声優に使用料が認められた事件」コピライト

2005年11月40頁

本書73事件

山本隆司「新たに創設された未知の利用方法に対する権利の帰属」判例評論599号23頁

内藤篤「エンタテインメント契約法改訂版」商事法務

平成4年4月30日付の「著作権審議会第1小委員会のまとめ」